

深浦町
第二期子ども・子育て支援事業計画
(素案)

2020（令和2）年3月

青森県 深浦町

(あいさつ)

目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 計画の策定体制と住民意見の反映.....	5
6 県や近隣市町村との連携.....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	9
1 本町における人口と子ども人口の状況.....	9
（1）人口と子ども人口の推移.....	9
（2）合計特殊出生率の推移.....	10
2 子育て世帯の状況.....	11
（1）子育て世帯の推移.....	11
（2）子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	12
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	14
（1）就業率の推移.....	14
（2）母親の就労状況.....	15
（3）育児休業制度利用の状況.....	20
4 子育て支援事業の利用状況.....	22
（1）定期的な教育・保育事業の利用状況.....	22
（2）定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	23
5 施策の進捗評価.....	25
6 本町における子育て支援に関わる課題.....	27
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念等.....	31
2 計画の基本目標.....	32
3 施策の体系図.....	33

第4章 子育てに関する施策の展開	37
基本目標Ⅰ 家庭における子育て支援	38
推進施策1 子育て相談・情報提供体制の充実	38
推進施策2 ひとり親家庭等への支援の充実	39
推進施策3 保護者の交流・社会参加の促進	40
推進施策4 保育料の経済的負担の軽減	40
推進施策5 子どもと母親の健康の確保	40
推進施策6 障害のある子どもへの支援の充実	43
基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立支援	45
推進施策1 多様な保育サービスの充実	45
推進施策2 仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備	46
推進施策3 男女共同参画の啓発	46
推進施策4 仕事と家庭の調和の促進	47
基本目標Ⅲ 子どもの健全育成の推進	48
推進施策1 放課後児童対策の充実	48
推進施策2 多様な体験学習機会の充実	48
推進施策3 就学前教育・学習の充実	50
推進施策4 家庭教育の充実	51
基本目標Ⅳ 子育てに関する意識の啓発	52
推進施策1 地域での子育て支援の強化	52
推進施策2 子どもの権利を守る意識の啓発	52
推進施策3 子育て支援の生活環境の整備	53
推進施策4 子どもの安全の確保	54
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	59
1 教育・保育事業等の提供区域	59
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	60
(1) 推計の手順	60
(2) 子ども人口の推計	61
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	62
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	63
(1) 施設型事業	63
(2) 地域型保育事業	65

4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量	68
	(1) 相談支援事業	68
	(2) 訪問系事業	70
	(3) 通所系事業	72
	(4) その他事業	75
5	総合的な子どもの放課後対策の推進	77
	(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	77
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	79
	(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方	79
	(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	79
	(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	80
	(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	80
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の 内容に関する事項	80
第6章 計画の推進・評価体制		83
1	計画の推進体制	83
2	計画の公表及び周知	83
3	計画の進行管理と評価・点検	83
第7章 母子保健に関する施策の取組		87
1	深浦町が勤める母子保健の取組	87
	基盤目標1 安心、安全な妊娠・出産・育児ができる	87
	基盤目標2 乳幼児期から規則正しい生活習慣を身につけ、 親も子も健やかに成長し、笑顔で生活できる	88
	基盤目標3 地域に守られながら、子ども自らところとからだの 健康を考え行動できる力がつく	89
	基盤目標4 親が心にゆとりをもち子育てできる	90
2	計画を着実に進めるために	91
	(1) 深浦町母子保健計画（第2次）・健やか親子ふかうら21計画の周知	91
	(2) 国や県との連携	91

資料編	95
1 幼児教育・保育の無償化について	95
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	95
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	95
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	96
2 深浦町 子ども・子育て会議条例	98
(1) 設置要綱	98
(2) 委員名簿	99
(3) 会議の開催日と審議内容	100

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

深浦町（以降「本町」という。）では、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズの把握、町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「深浦町子ども・子育て支援事業計画」（以降「第一期計画」という。）を策定し、2015（平成27）年度より5か年計画で、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を計画的に推進してきました。

しかし、少子化の進行は留まることなく、加えて家庭や経済的な要因を背景とした厳しい状況下にある子どもの貧困問題が表面化したことから、国は女性の就業率の向上と保育の受け皿の整備を図るために2017（平成29）年6月「子育て安心プラン」を公表しました。さらに、2019（令和元）年10月に幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用を無償化する等の措置を講じ、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

このような流れを受け、本町においても「安心して子どもを生み、健康でのびのび育つ、子どもの笑顔が輝く豊かな町づくり」を基本理念に推進してきた第一期計画について、施策・事業の進捗評価ならびに事業量等の見直しを行い、引き続き、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てることができるように母子保健計画を一体的に推進する新たな計画として「深浦町第二期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画をもとに、次世代育成支援対策推進法等による関連する諸制度の施策と連携しながら、本町に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、町民ニーズに寄り添った質の高い教育・保健・保育及び地域子ども・子育て支援事業並びに母子保健事業を計画的に推進し、実施することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

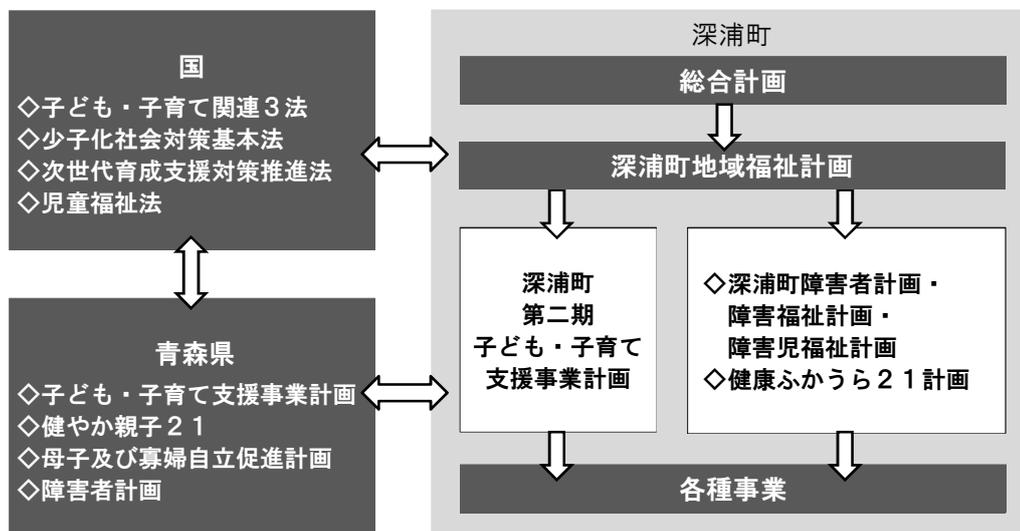
また、2014（平成26）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけます。

さらに、国民健康運動計画である『健やか親子21（第2次）』で示された課題や指標を基本とした「母子保健計画」を包含し、母子保健施策についても推進を図るものとします。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、関連する「深浦町第一次総合計画」「深浦町地域福祉計画」「深浦町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康ふかうら21計画」との整合性を図りました。

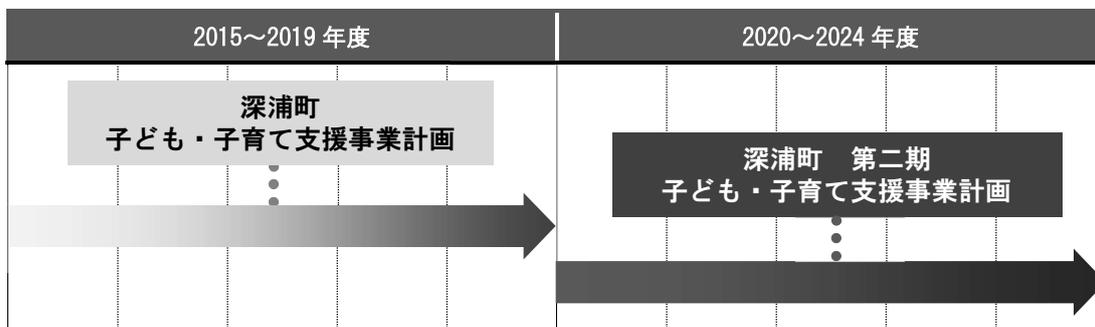
■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間



5 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制としては、町民公募委員、学識経験者、関係団体代表などの委員で構成される「深浦町子ども・子育て会議」を設置しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画書に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2018（平成30）年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の子育て支援等に関わるニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の基礎資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民から得られた計画に対する意見等を精査しながら会議で協議し、必要に応じて計画書への反映に努めました。

6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、県と恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなどの連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

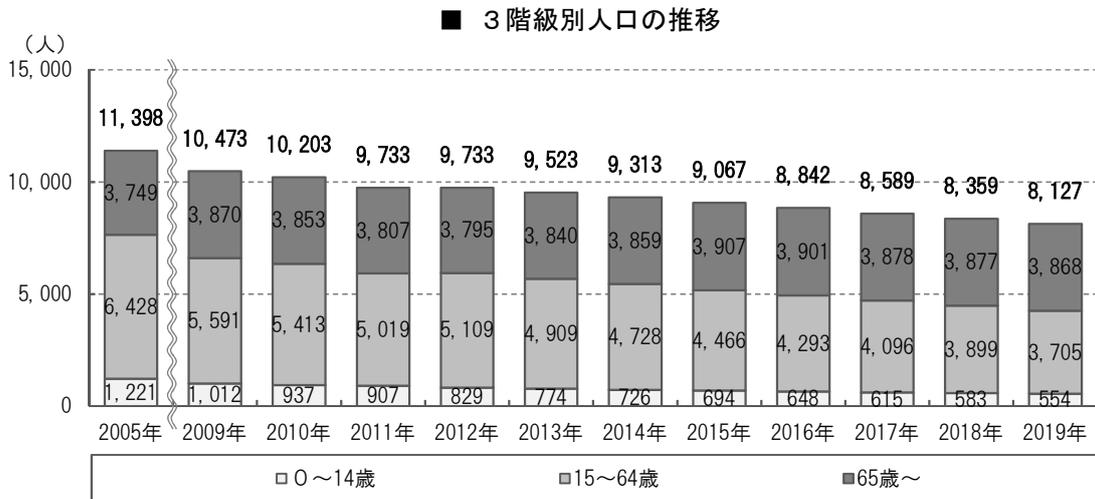
子ども・子育て支援の 現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

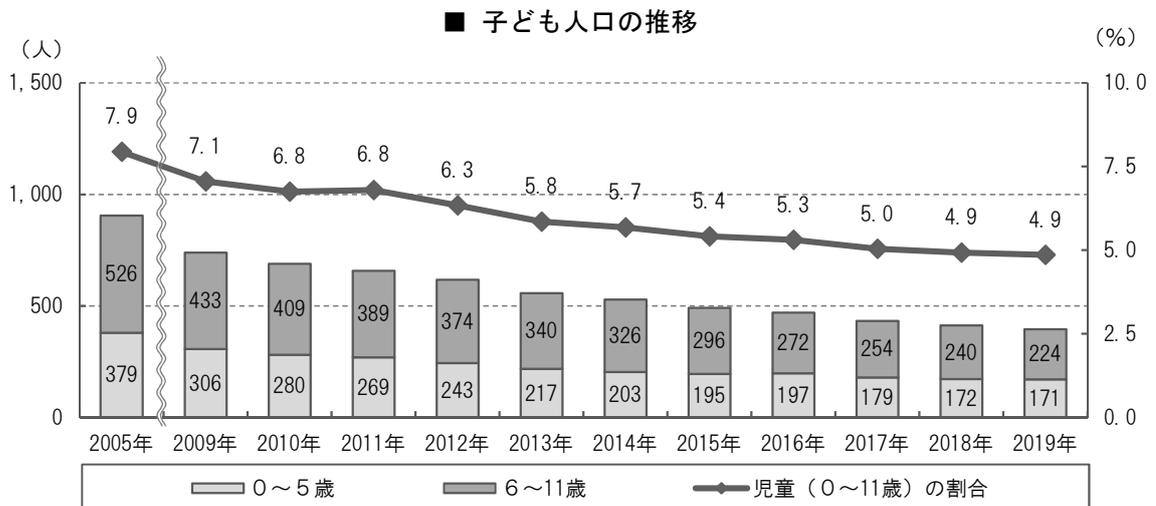
(1) 人口と子ども人口の推移

本町の人口は2005（平成17）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は2015（平成27）年をピークに以降はやや減少傾向にあり、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は大きく減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

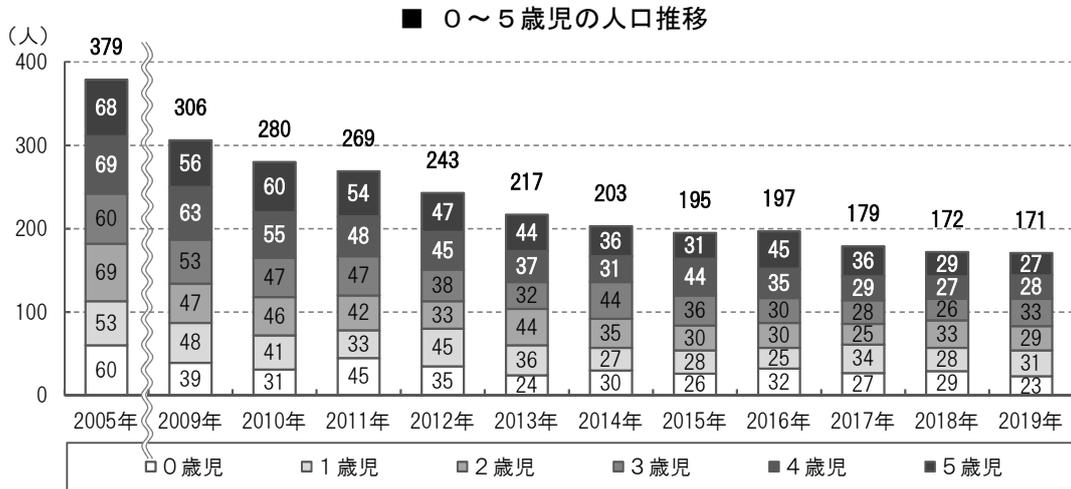
子ども人口は、2005（平成17）年から2019（平成31）年までに0～5歳、6～11歳ともに5割以上減少しています。また、総人口に対する児童の割合は、2005（平成17）年から2019（平成31）年にかけて3.0%減となっています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

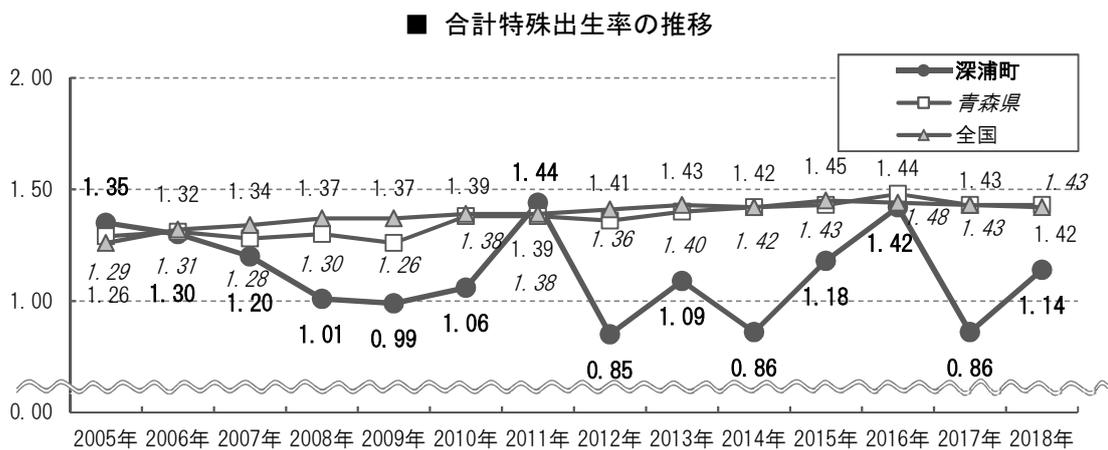
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2009（平成21）年から2019（平成31）年にかけていずれの年齢も4割前後減少し、全体では135人（44.1%減）減少しています。このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、2005（平成17）年と2011（平成23）年に全国・県を上回っています。2012（平成24）年以降は、全国・県を下回る状況が続いています。

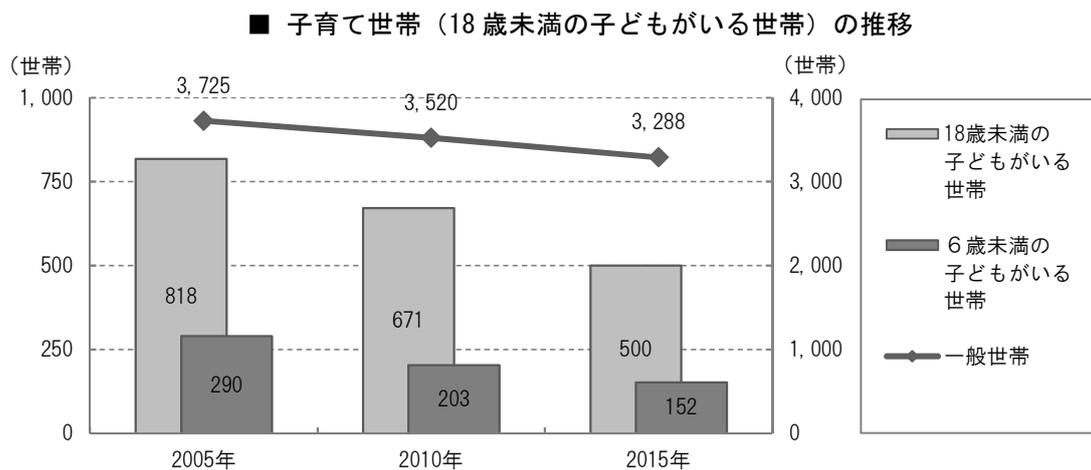


資料：【国・県】2005～2018年【深浦町】2005～2012年は青森県の人口動態統計【深浦町】2013～2018年は「保健活動のまとめ」健康推進課

2 子育て世帯の状況

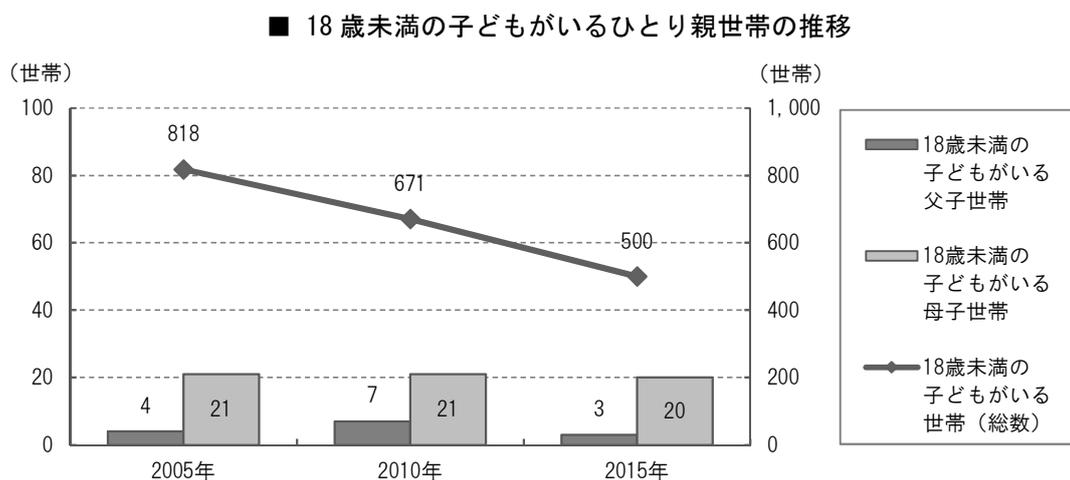
(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、18歳未満の子どもがいる総世帯数は大きく減少している一方、ひとり親世帯は父子・母子世帯ともに横ばい傾向となっています。



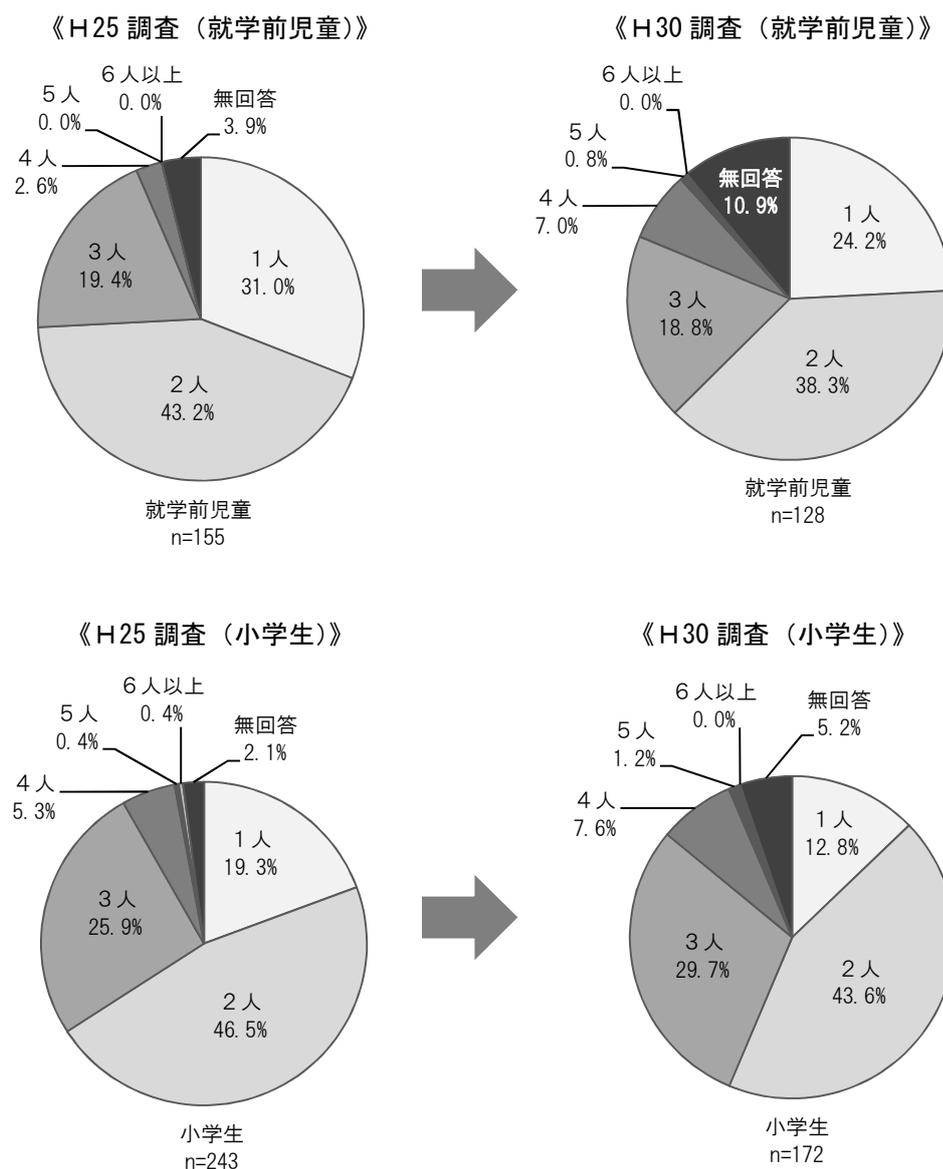
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順、小学生の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で64.9%、小学生で82.1%となり、小学生の世帯が17.2ポイント高くなっています。

前回調査と比較すると、小学生の2人以上の子育て世帯は3.6ポイント高くなっています。

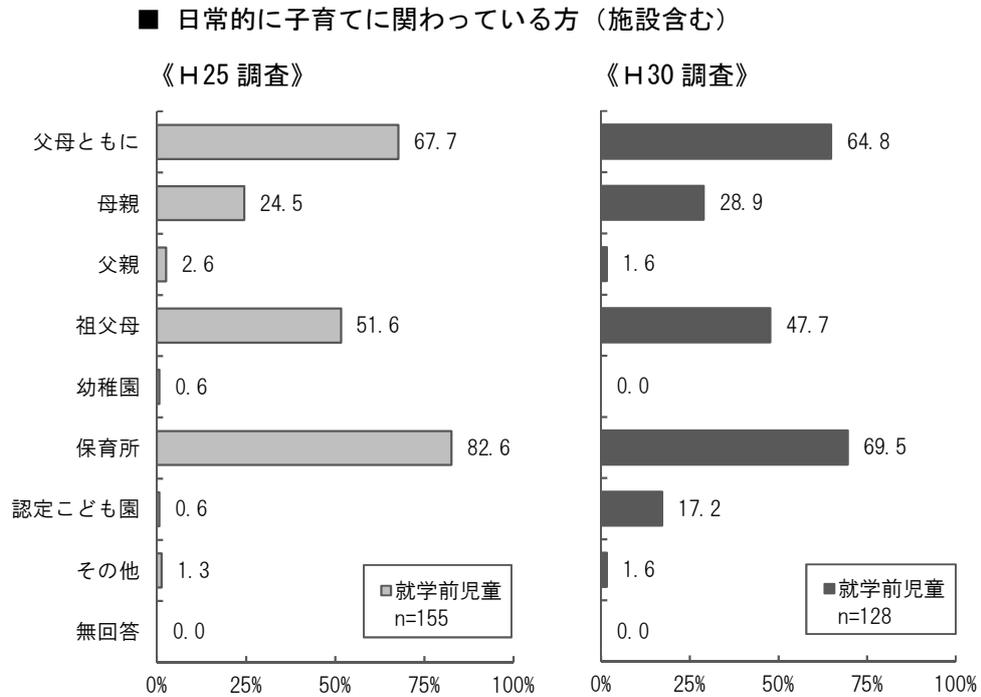
■ 子育て世帯の子ども人数



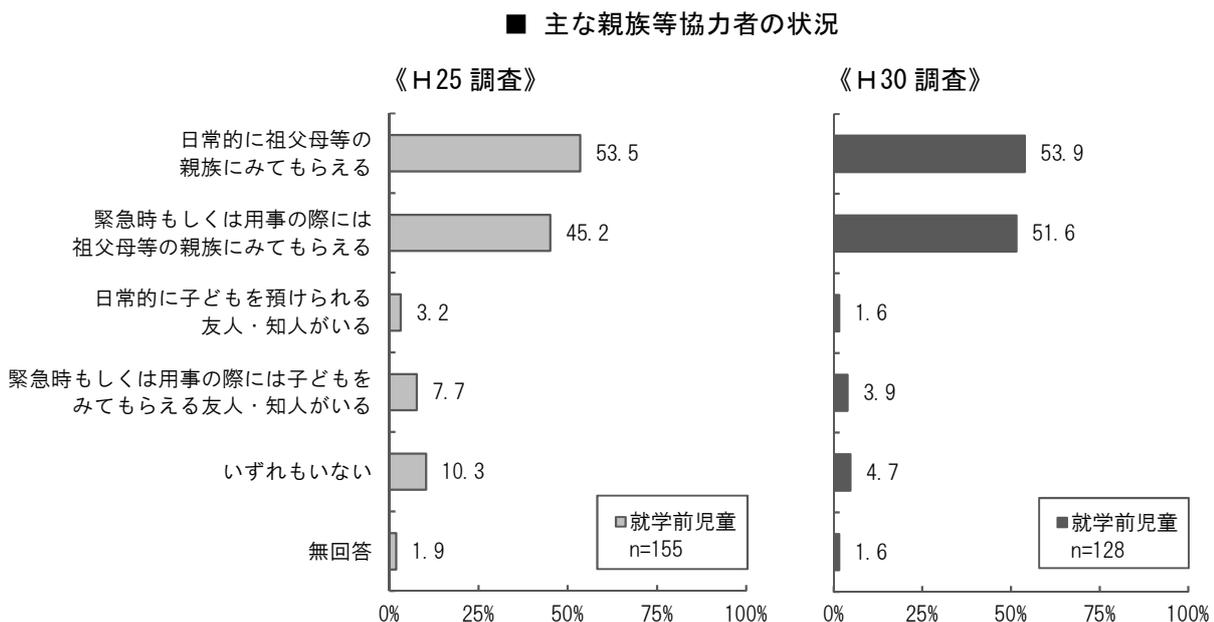
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「保育所」（69.5%）が最も高く、次いで「父母ともに」（64.8%）、「祖父母」（47.7%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「保育所」が13.1ポイント低くなり、「認定こども園」が16.6ポイント高くなっています。



主な親族等協力者が「いずれもない」は、前回調査（H25）の10.3%から今回調査（H30）は4.7%と5.6ポイント低くなっています。



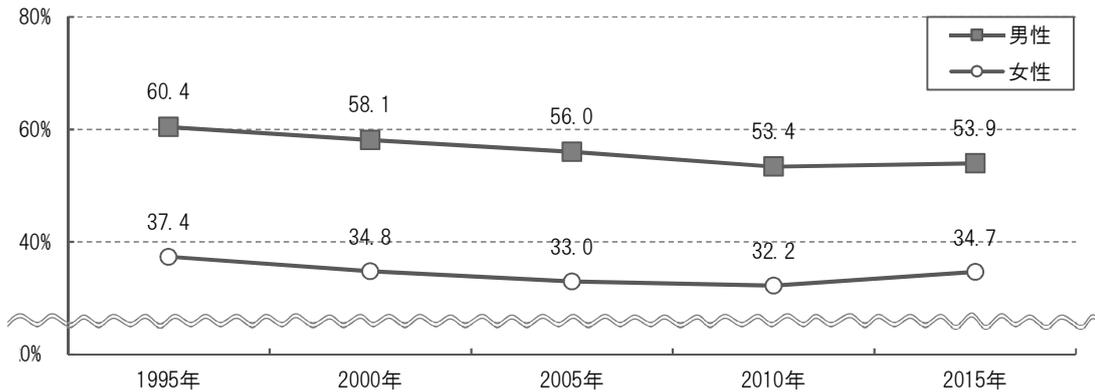
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 就業率の推移

本町の15歳以上の就業率をみると、2010（平成22）年まで男女ともに低下傾向にありましたが、2015（平成27）年には男女ともに上昇しています。

■ 男女別就業率の推移

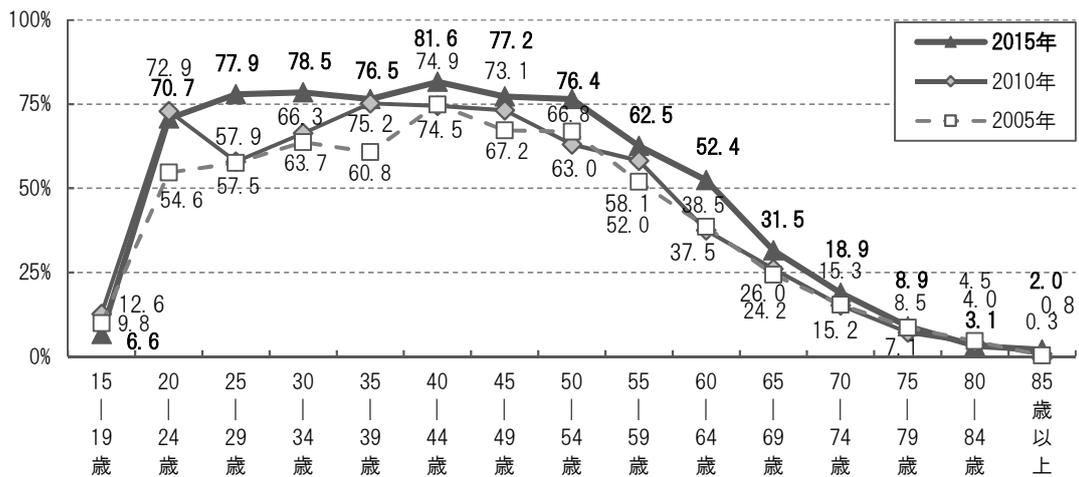


資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率の推移をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは本町では見られず、特に2015（平成27）年は「20～25歳」から「50～54歳」にかけて80%前後と高い割合で推移しています。

また、2015（平成27）年はほとんどの年齢階級で、2005（平成17）年、2010（平成22）年より労働力率が高くなっています。

■ 女性の年齢別労働力率

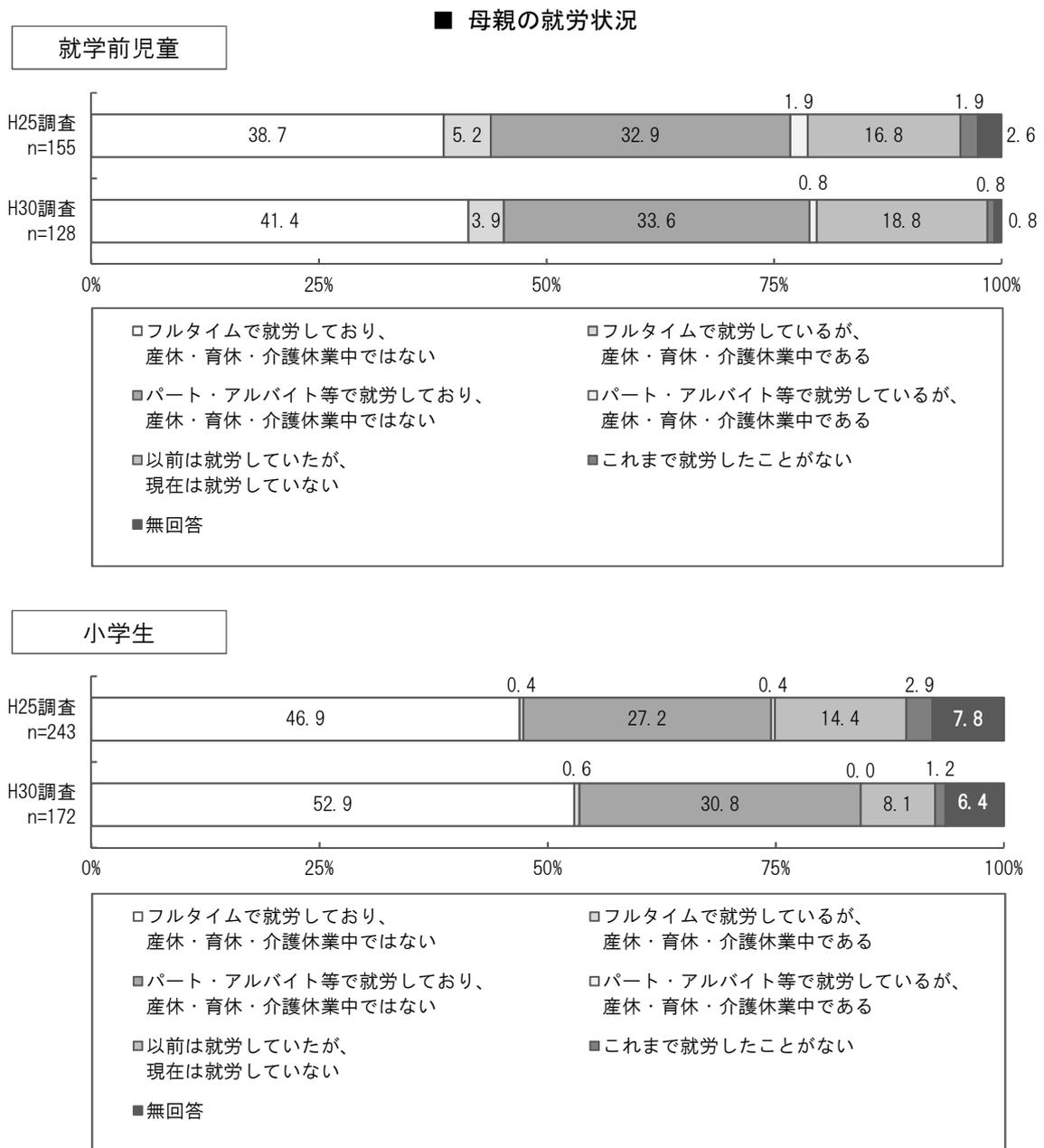


資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している母親は、就学前児童で79.7%、小学生で84.3%となっています。

前回調査(H25)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では1.0^{ポイント}、小学生では9.4^{ポイント}高くなっています。

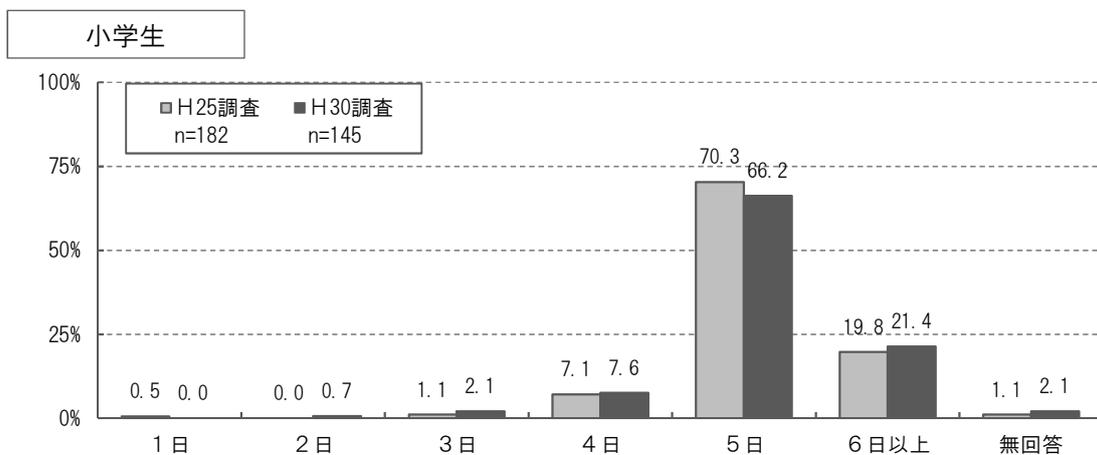
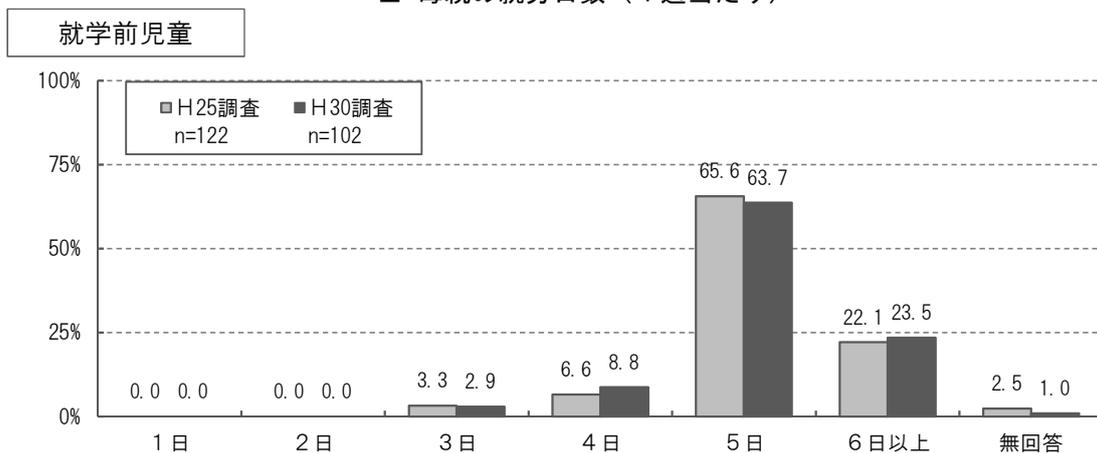


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(63.7%・66.2%)が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、週に「5日」働いている母親の割合は、就学前児童で1.9^{ポイント}、小学生で4.1^{ポイント}低くなり、「6日以上」は就学前児童で1.4^{ポイント}、小学生で1.6^{ポイント}高くなっています。

■ 母親の就労日数(1週当たり)

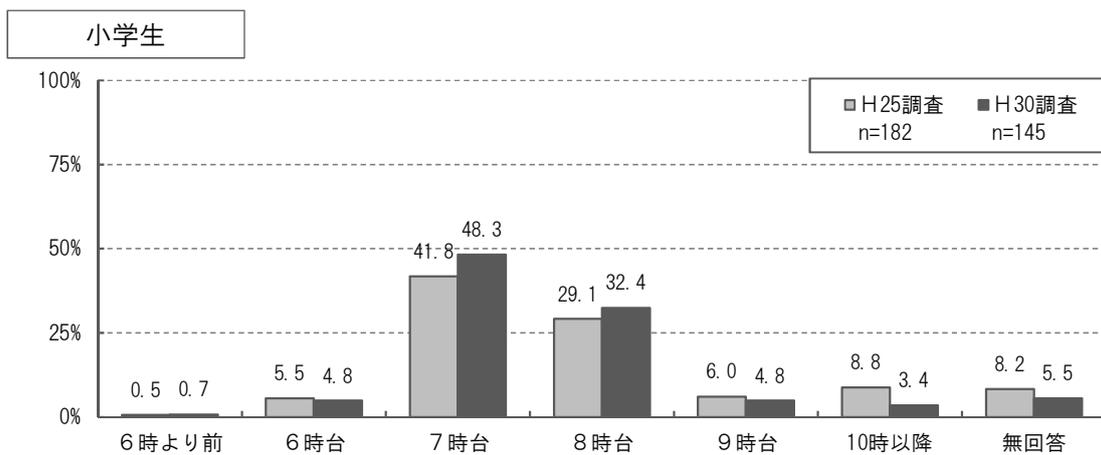
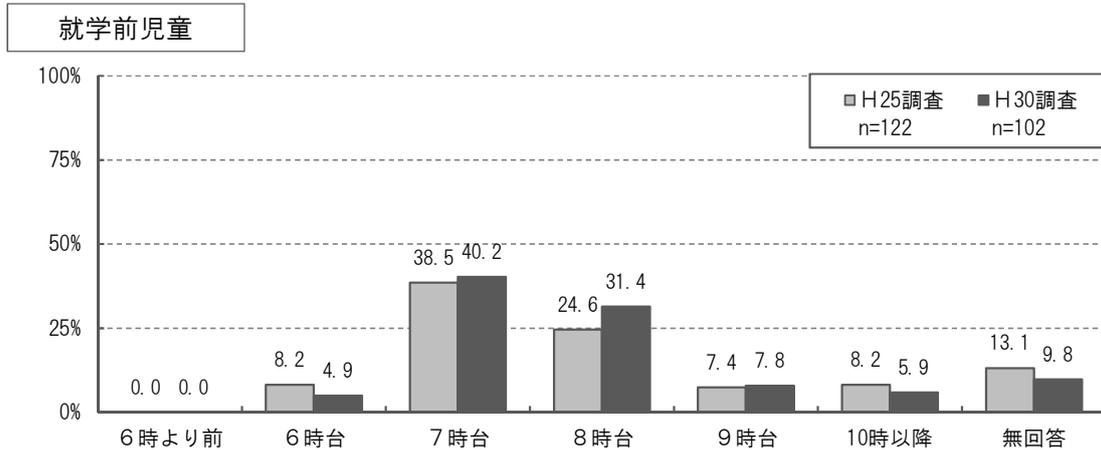


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（40.2%・48.3%）が最も高く、次いで「8時台」（31.4%・32.4%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに「7時台」「8時台」に出勤する母親の割合が高くなっています。

■ 母親の出勤時間

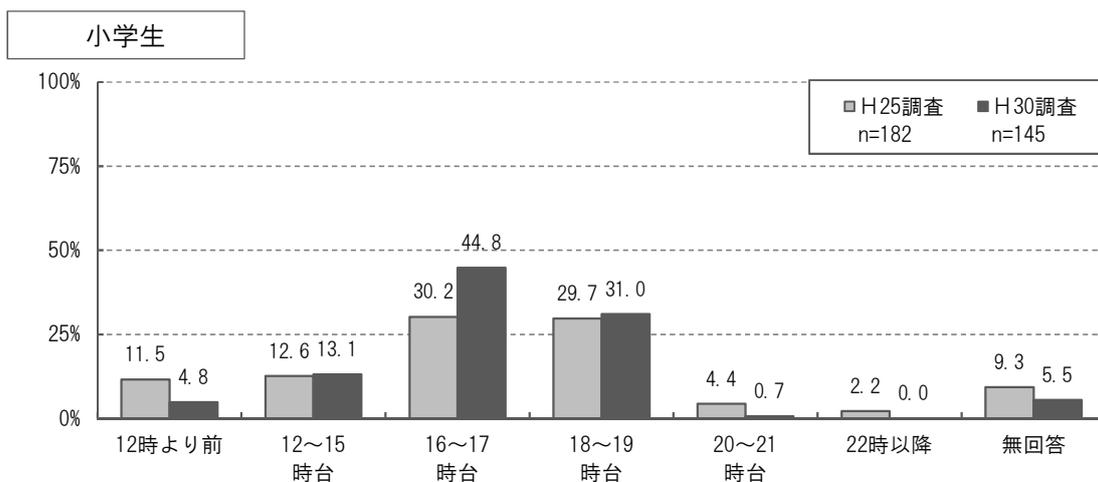
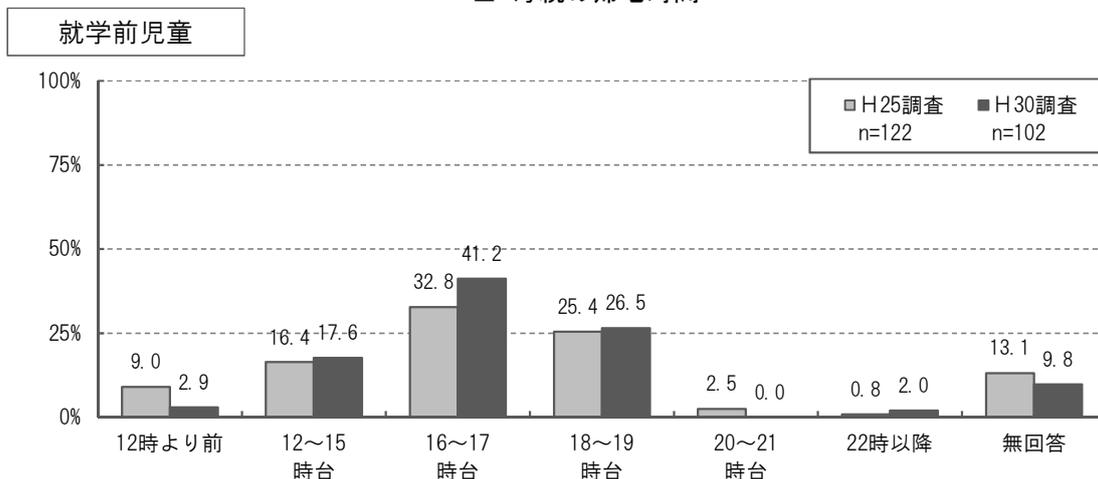


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」（41.2%・44.8%）が最も高く、次いで「18～19時台」（26.5%・31.0%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「16～17時台」に帰宅する母親の割合は、就学前児童で8.4ポイント、小学生で14.6ポイント高くなっています。

■ 母親の帰宅時間



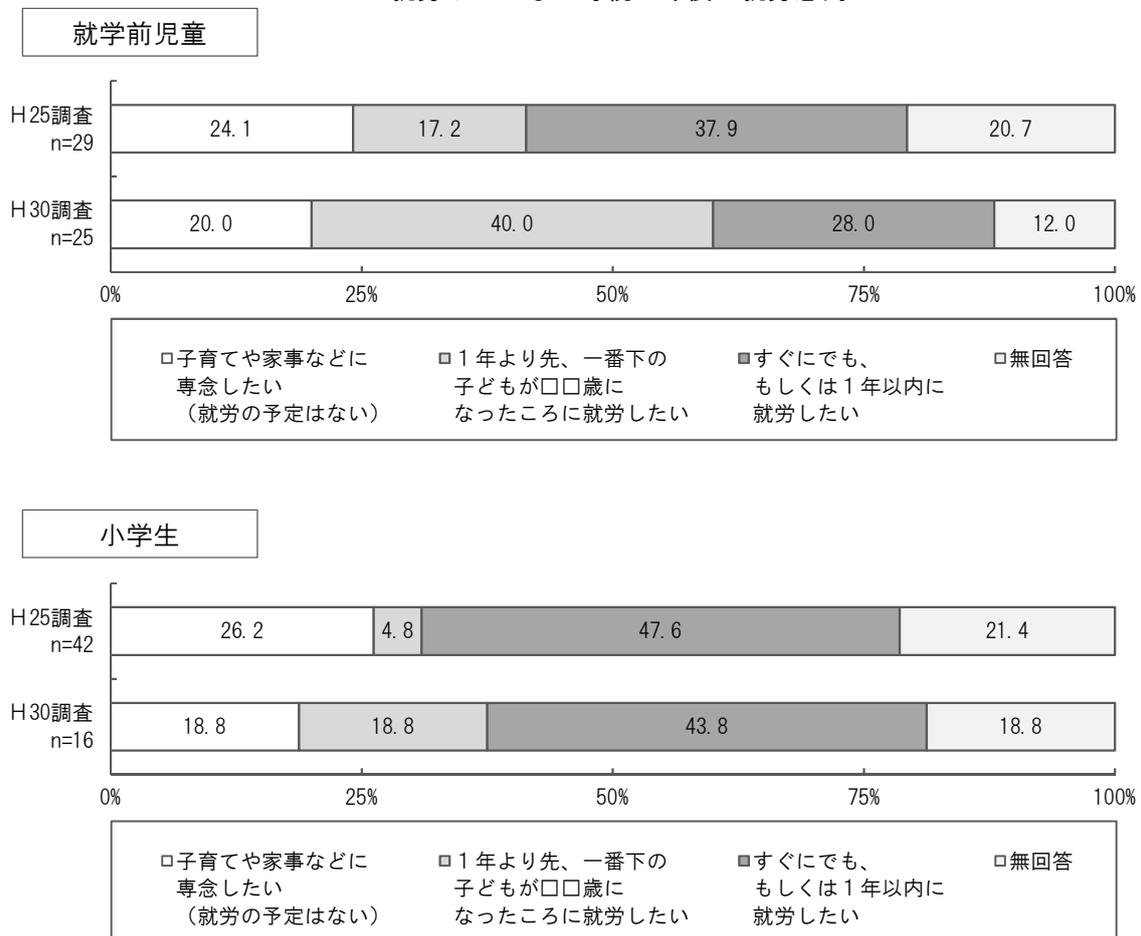
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」は就学前児童で40.0%、小学生で18.8%、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」は就学前児童で28.0%、小学生で43.8%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」母親は、就学前児童では9.9ポイント、小学生では3.8ポイント低下していますが、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」母親は、就学前児童では22.8ポイント、小学生では14.0ポイント高くなっています。

また、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」母親は、前回調査（H25）と比較すると就学前児童では4.1ポイント、小学生では7.4ポイント低くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



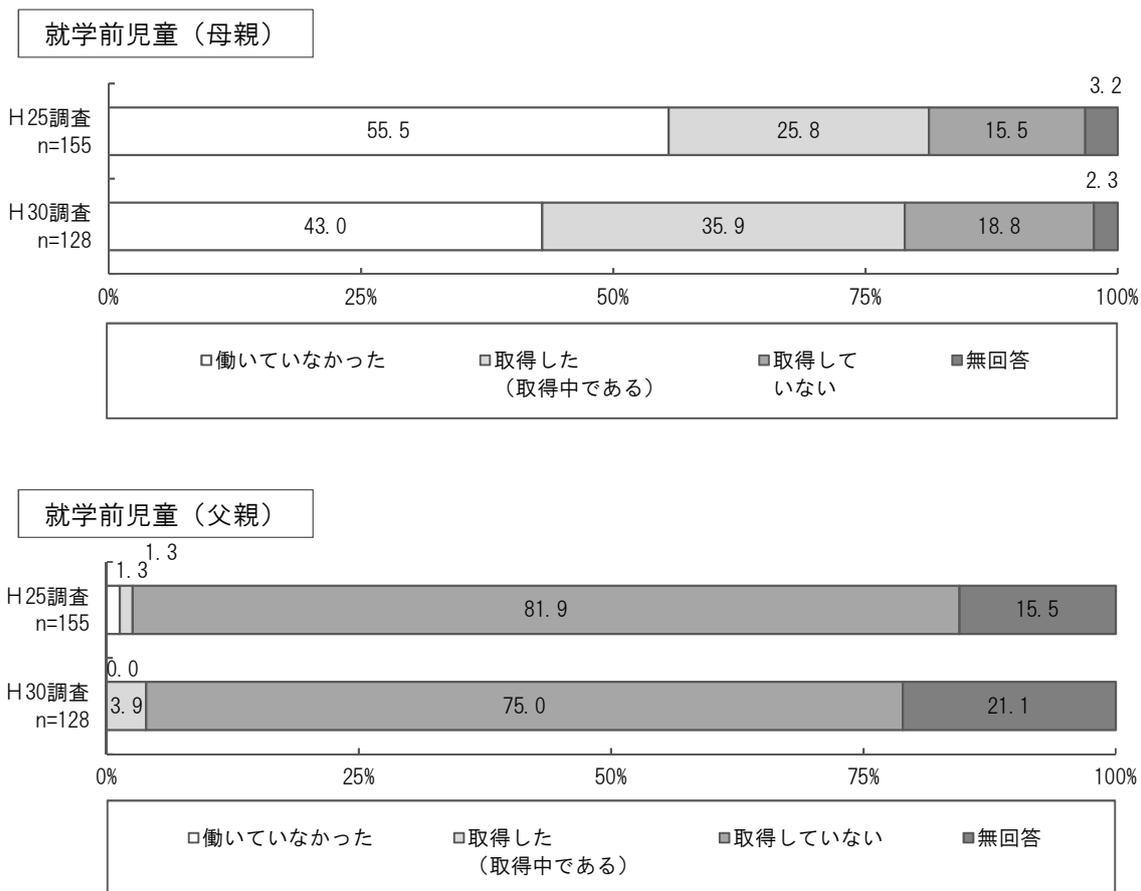
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は35.9%となっているのに対し、父親は3.9%と極めて低い状況です。

前回調査（H25）と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は10.1^{ポイント}、父親は2.6^{ポイント}高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況

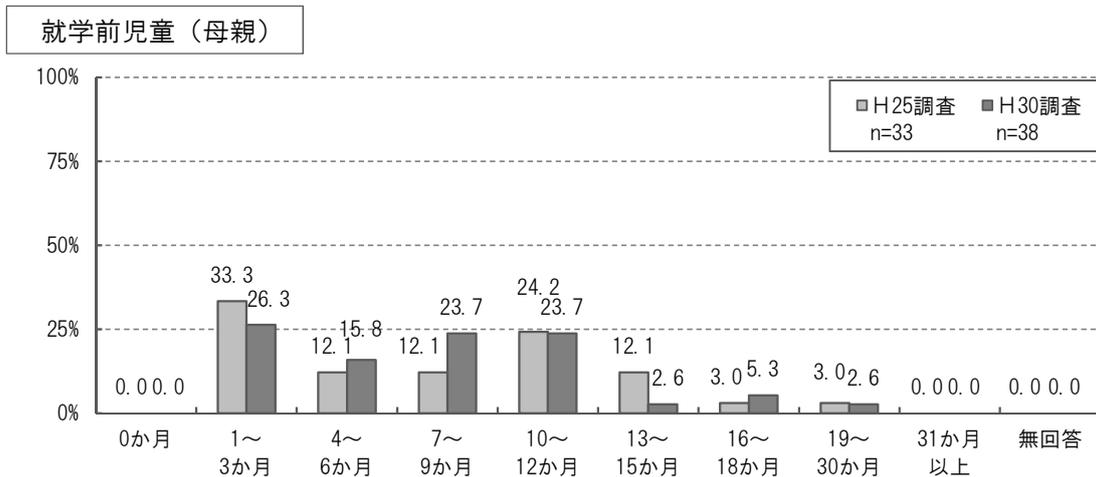


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、「1～3か月」(26.3%)が最も高く、次いで「7～9か月」「10～12か月」(各23.7%)となっています。

前回調査(H25)と比較すると、「1～3か月」では7.0ポイント下回り、「4～6か月」では3.7ポイント、「7～9か月」では11.6ポイント上回っています。

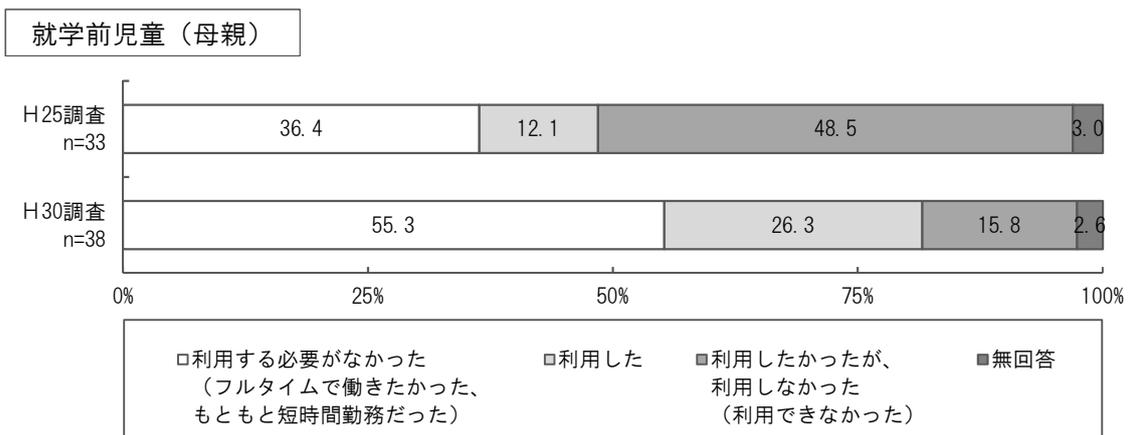
■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢（経年比較）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時に短時間勤務制度を「利用した」母親は26.3%となり、前回調査(H25)と比較すると、14.2ポイント高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



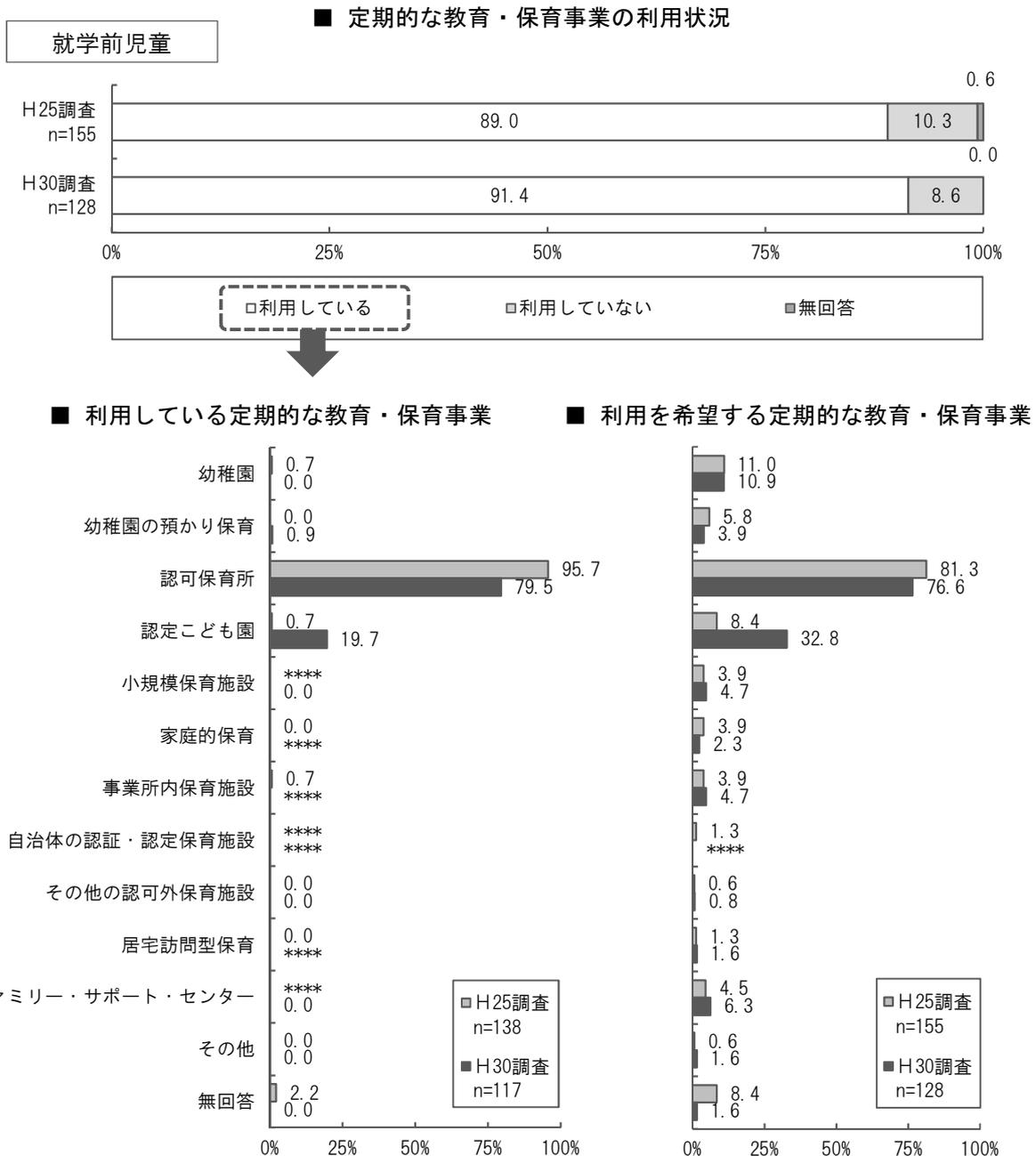
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は91.4%となっています。利用している教育・保育事業は、「認可保育所」(79.5%)が最も高く、次いで「認定こども園」(19.7%)となり、利用希望と比較すると「認可保育所」で2.9ポイント高く、「認定こども園」で13.1ポイント低くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用割合は2.4ポイント高く、利用している教育・保育事業は「認定こども園」で19.0ポイント高くなっています。

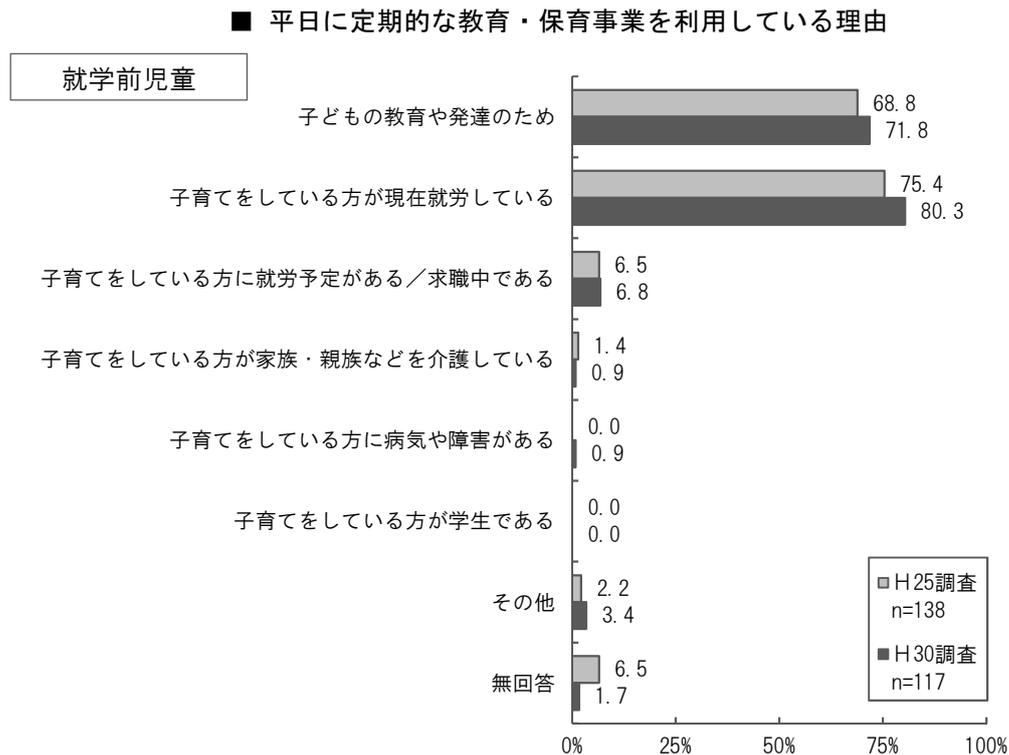


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(80.3%)が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(71.8%)となっています。

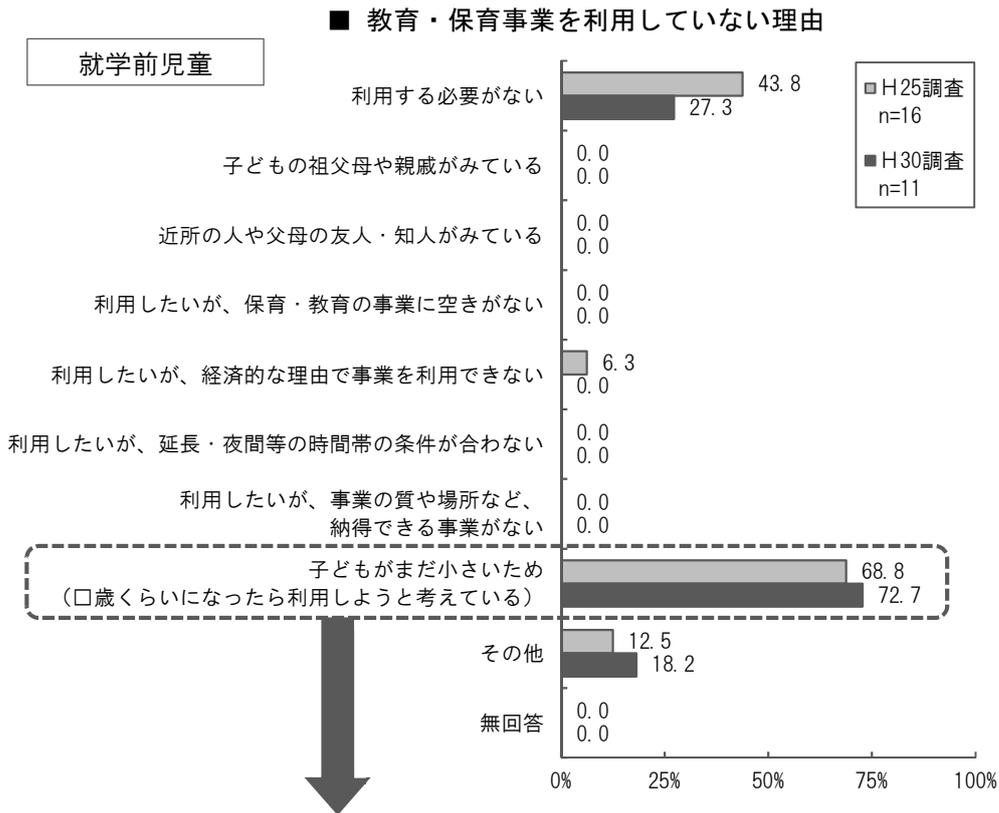
前回調査(H25)と比較すると、「子育てをしている方が現在就労している」割合は、4.9^{ポイント}高くなっています。



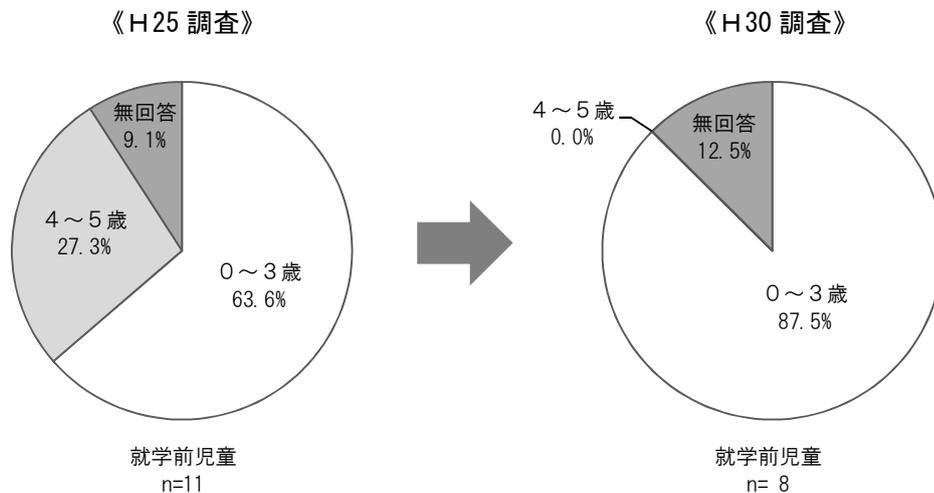
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」(72.7%)が最も高く、次いで「利用する必要がない」(27.3%)となっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち87.5%が「0～3歳」で利用しようと考えています。

前回調査(H25)と比較すると、「利用する必要がない」は16.5ポイント低くなっています。また、利用を希望する子どもの年齢は「0～3歳」で23.9ポイント高くなっています。



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

第一期計画は、4つの基本目標と18施策79事業により構成され、その結果として目標達成できた38事業（48.1%）、推進できた23事業（29.1%）、実施中である8事業（10.1%）、実施したが見直しが必要な2事業（2.5%）、未実施8事業（10.1%）という進捗評価となりました。

見直しが必要な事業は、基本目標Ⅲの推進施策2「多様な体験学習機会の充実」の『外国語学習支援事業』『ふるさと食の伝承推進事業』となっています。

未実施の事業は、基本目標Ⅰの推進施策5「子どもと母親の健康の確保」の『食事づくり等体験活動の開催支援』『小児救急医療体制支援』、基本目標Ⅱの推進施策2「仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備」の『出産休業・育児休業・育児時間制度の普及促進』、推進施策3「父親の子育て参加の促進」の『男性の育児休業取得の推進』『父親の家事参加促進のための啓発』、推進施策4「仕事と家庭の調和の促進」の『一般事業主行動計画策定の促進』、基本目標Ⅳの推進施策1「地域での子育て支援の強化」の『子ども会に関わる地域体制の整備』『世代間交流事業の推進』となっています。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中	見直し必要	未実施
計画全体	79	38	23	8	2	8
基本目標Ⅰ 家庭における子育て支援	36	24	7	3	0	2
1 子育て相談・情報提供体制の充実	7	5	0	2	0	0
2 ひとり親家庭等への支援の充実	3	3	0	0	0	0
3 保護者の交流・社会参加の促進	1	0	1	0	0	0
4 保育料の経済的負担の軽減	1	1	0	0	0	0
5 子どもと母親の健康の確保	15	10	2	1	0	2
6 障害のある子どもへの支援の充実	9	5	4	0	0	0
基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立支援	14	5	4	1	0	4
1 多様な保育サービスの充実	7	5	2	0	0	0
2 仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備	2	0	0	1	0	1
3 父親の子育て参加の促進	3	0	1	0	0	2
4 仕事と家庭の調和の促進	2	0	1	0	0	1
基本目標Ⅲ 子どもの健全育成の推進	13	1	10	0	2	0
1 放課後児童対策の充実	1	1	0	0	0	0
2 多様な体験学習機会の充実	7	0	5	0	2	0
3 就学前教育・学習の充実	3	0	3	0	0	0
4 家庭教育の充実	2	0	2	0	0	0

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中	見直し必要	未実施
基本目標Ⅳ 子育てに関する意識の啓発	16	8	2	4	0	2
1 地域での子育て支援の強化	4	1	1	0	0	2
2 子どもの権利を守る意識の啓発	3	2	0	1	0	0
3 子育て支援の生活環境の整備	6	3	1	2	0	0
4 子どもの安全の確保	3	2	0	1	0	0

6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第一期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

- 課題1 2018(平成30)年における本町の合計特殊出生数率(1.14)は、国(1.42)や県(1.43)よりも低い状況にあるため、2人以上の子どもがいる家庭であっても、安心して育てられるような社会環境づくりの必要があります。
- 課題2 本町の子ども・子育て支援に係る施策や環境に対する保護者の評価は、過半数から概ね評価されているニーズ調査の結果となりましたが、今後さらにこの評価を引き上げるために、現在実施している事業に対して、様々なニーズに即した対策見直し・改善を図り、より満足な事業展開及び環境整備を促進していく必要があります。
- 課題3 就労中の母親が「小1の壁」を乗り越えるためには、放課後児童クラブ事業を推進し、放課後児童対策を充実、さらには短時間就労へ円滑な移行ができるために企業の理解が得られるような啓蒙活動をしていく必要があります。
- 課題4 周囲の援助が得られない子育て環境にある母親や、だれも相談できる人や相談機関がない孤立した環境にある母親には、公的機関や地域の人たちが支援できるよう地域ネットワークの充実とともに、地域の子育て支援拠点事業を拡充していく必要があります。
- 課題5 教育・保育事業を利用していない家庭の中には、経済的な理由で利用できない家庭が少数いることから、これに対応できる施策とともに、すでに実施されている子育てに要する教育費や医療費などの費用負担が軽減できる施策を継続する必要があります。

A decorative oval frame with a dashed border and floral patterns in the corners. The frame is light gray and contains the chapter title and subtitle.

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

第一期計画においては、「深浦町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、少子化の進展等に対応するとともに、子どもの健やかな成長が尊重される環境づくりの基本方針として、子どもを安心して産み育てることができる基盤を整備し、未来に夢や希望の持てる地域社会を実現することを目指して、基本理念を定めた経緯があります。

本計画では、これまでの基本理念を継承し、子ども・子育て支援はすべての子どもが健やかに成長できるよう良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の子育てにおける経済的負担の軽減に適切に配慮し、施策を推進します。

== 基本理念 ==

安心して子どもを生み、健康でのびのび育つ、
子どもの笑顔が輝く豊かな町づくり

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の4つを基本目標として地域共生社会を目指すことを意識し、子ども・子育て支援に係る様々な施策を推進します。

基本目標Ⅰ 家庭における子育て支援

家庭は子どもが健やかに育つ基盤であり、子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、子どもの発達に応じた子育てができるよう、子育て相談や経済的支援等家庭における子育て支援の充実に努めます。

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事が両立できるよう多様な保育サービスを提供するとともに、子育てに配慮した就業環境づくりを企業・事務所等に働きかけ、仕事と生活の両立を支援します。また、父親が子育てに目を向けて、家族全体で協力して子どもを生き育てていく意識を広めていくことを目指します。さらに、企業や個人に対して仕事と家庭の調和に向けた取組の促進を図ります。

基本目標Ⅲ 子どもの健全育成の推進

放課後の子どもの安全安心な居場所として放課後児童クラブを実施し、多様な体験学習等を通して、子どもの健全育成に努めるとともに、学校、家庭、地域の連携を図り、少子化に対応した子どもや親の仲間づくりを支援する仕組みづくり、拠点づくりを推進します。

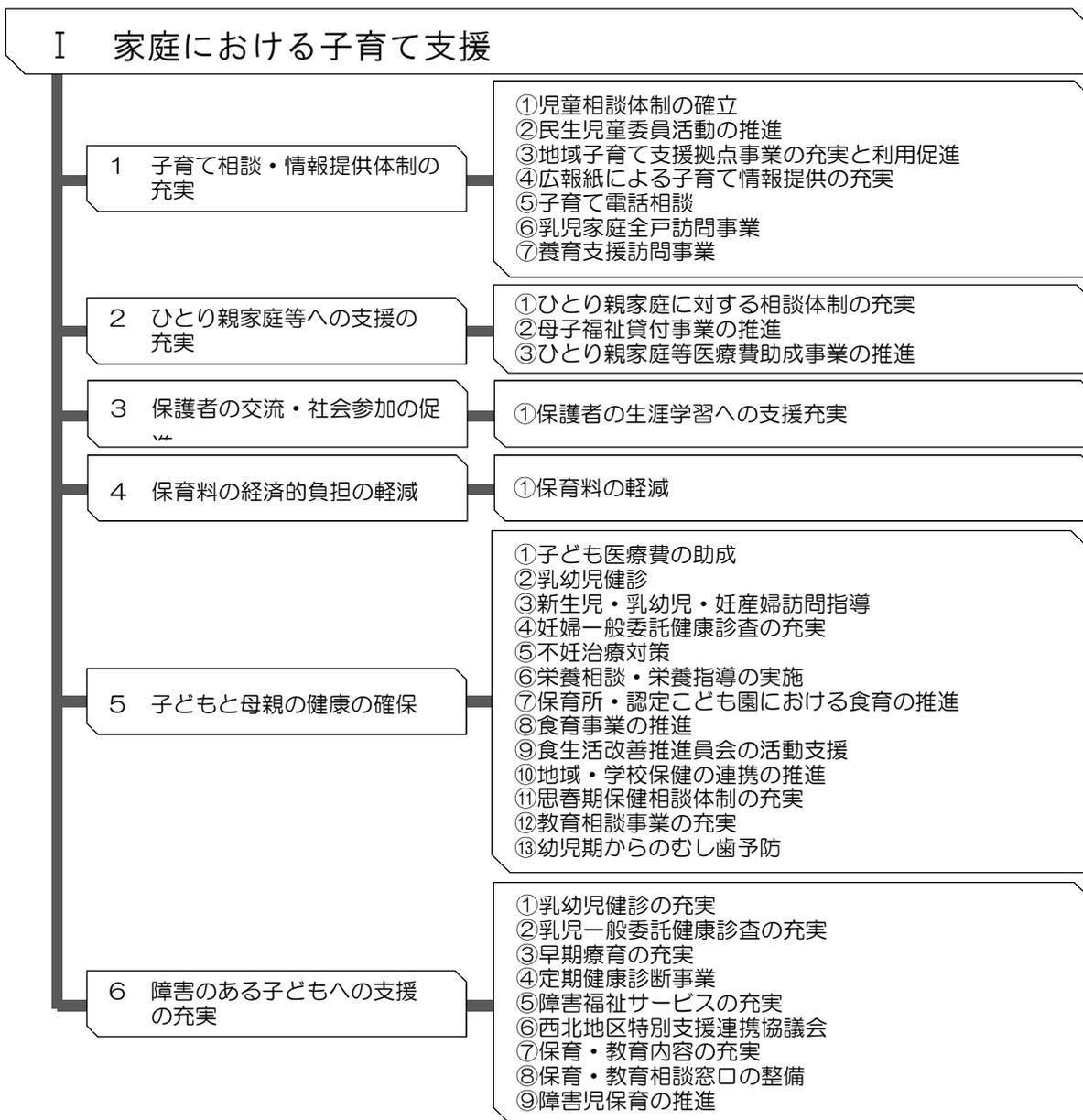
基本目標Ⅳ 子育てに関する意識の啓発

子どもが健やかに伸び、育つ権利を尊重するとともに、町民の一人として主体的に社会参画できるよう支援します。また、家事・育児等の男女間の格差を解消するために、男女ともに妊娠、出産、子育てに関する学習の機会に恵まれるよう支援します。

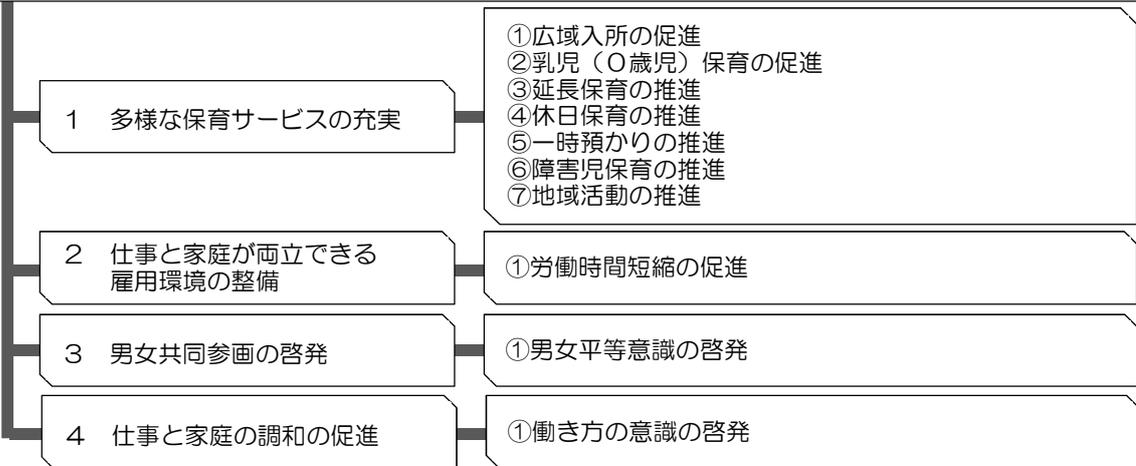
3 施策の体系図

《基本理念》

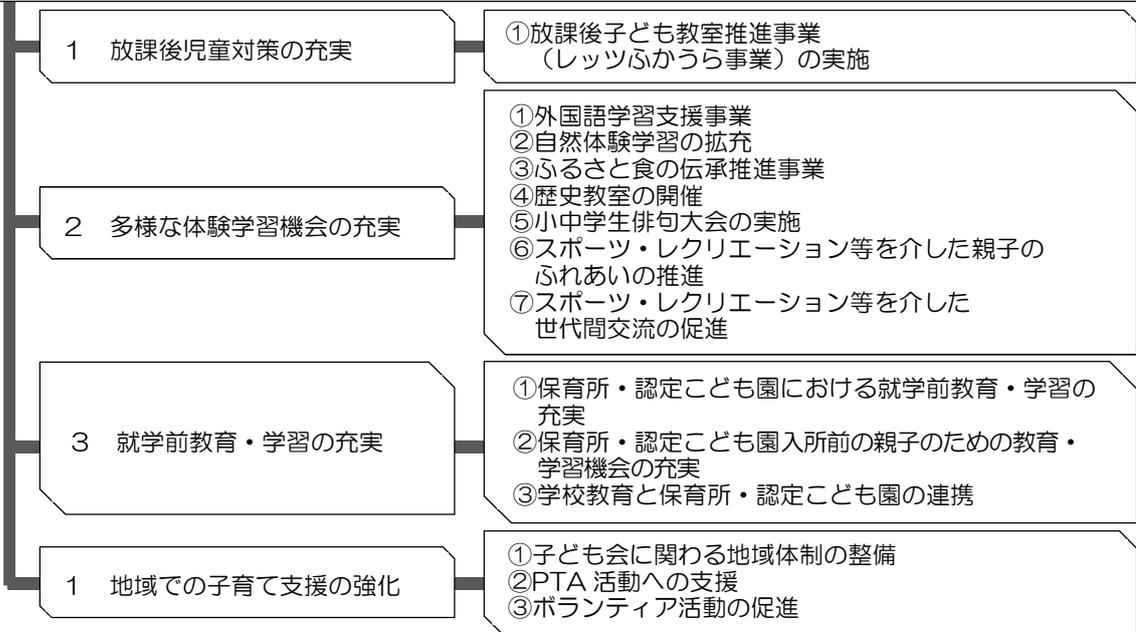
安心して子どもを生み、健康でのびのび育つ、
子どもの笑顔が輝く豊かな町づくり



II 子育てと仕事の両立支援



III 子どもの健全育成の推進



IV 子育てに関する意識の啓発

